



十津川

2023
3
第738号

「心身再生の郷」



村民憲章

- 1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
- 1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
- 1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
- 1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
- 1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう



災害救援車 十津川村に配備

日本赤十字社奈良県支部から貸与

日本赤十字社奈良県支部から、十津川村地区に対し災害救援車1台が配備されました。

この災害救援車は、2月6日から役場に配備され、災害時の救援活動をはじめ、村の消防・防災活動などに活用します。

中学2年生社頭くん 剣道2位入賞

県中学校剣道新人大会など各大会で活躍

十津川中学校2年生の社頭奏くんが、剣道の各大会で上位入賞し活躍しています。

11月12日、宇陀市総合体育館で行われた第68回奈良県中学校剣道新人大会では、県内の中学生91人で競い、男子個人2位の成績を収めました。また、2月11日にロート奈良武道場で行われた第53回奈良県剣道段別選手権大会では、男子初・二段中学生の部で2位、翌日12日にシダーアリーナで行われた第7回木村篤太郎杯剣道大会では、中学生個人の部で2位に入賞しました。

今後も夏の総合体育大会優勝と全国大会出場を目標にがんばってください。



奥大和の暮らし紹介 東京で交流会

地域おこし協力隊・角田さんがワークショップ

食を通じて奈良・奥大和地域を知ってもらおうと、交流イベント「奈良・奥大和キッチン」(主催:奥大和移住・定住連携協議会)が2月18日に東京都で行われました。

このイベントでは、奥大和地域の魅力発信とともに奥大和の2村(曾爾村、十津川村)のワークショップが開催され、地域おこし協力隊の角田華子さんが十津川村を紹介しました。ワークショップでは、日本酒「谷瀬」の酒かすアイスや、ゆうべし、干し芋、キウイフルーツ、はっさくなど、十津川村の食材を使って、参加者とパフェを作りました。大字谷瀬で地元の人と干し芋を作ったエピソードなど、食材を通じた十津川村の暮らしについて話しました。

十津川村のワークショップには、子ども3人を含む18人が参加。参加した人からは「訪れたことはないが、十津川村にぜひ行ってみたいと思った」と感想がきかれました。

◀十津川村から持ち込んだ食材を自由にトッピングしてパフェをつくる

奈良交通(株)十津川営業所

バス運転者 募集中!!

- ◆正社員募集
- ◆未経験者大歓迎
- ◆大型二種免許取得支援制度あり

問合せ 総務人事部

奈良交通 TEL: 0742-20-3119



【有料広告】





地域おこし 高校生がアイデア発表

SDGs×観光×次世代の地域創造シンポジウム

2月7日、ホテル昴(大字平谷)で第2回地域創造シンポジウムが開催されました。6月に開催された第1回に続き、次世代の代表として十津川高校の生徒を交えて行われ、村民や観光事業者など約50人が参加。SDGsへの貢献と観光を切り口とした持続可能な地域づくりについて、講演や高校生からの研究発表が行われました。

一般社団法人そらの郷・出尾宏二事務局次長は、「地域とともに歩むブランディング」をテーマに講演を行い、徳島県西部にある、にし阿波地域の観光地域づくりの事例を紹介しました。住民が幸せに住み続けられる地域やその暮らしに共感する人が地域のファンになることで、訪れてみたいと思う顧客を獲得し、関係人口の創出や地域の経済貢献につなげます。十津川村を「住んでよし、訪れてよし」の地域にするために観光の力を使い、地域で連携して戦略を考えましよう」と述べました。



◀一般社団法人そらの郷事務局次長 出尾宏二さん



◀パネルディスカッションでは高校生が地域おこしのアイデアを発表した。



▲パネルディスカッションでは、アドバイザーとして、三浦真和子さん(フリーランスデザイナー)、角田華子さん(地域おこし協力隊)、ジョランさん(空中の村運営管理者)(左から)がコメントした。

パネルディスカッションでは、十津川高校の生徒が十津川村の地域おこしについて「自然」「食文化」「広報」「観光」の4班に分かれて研究を発表しました。

村のおすすめスポットを上げた「自然」班は、長期滞在客向けのツアーを提案しました。「食文化」の班は、郷土食の「ゆうべし」に注目し、ゆうべしのアレンジレシピやPR方法を研究しました。「広報」班は、若者向けのSNSでショート動画を発信し、多くの人に村の魅力を知ってもらいたいと話しました。「観光」班は、廃校を活用した憩いの場作りや、山道を活かしたロードバイクのコースを提案しました。

高校生の発表を受けて、小山人村長は「いただいたアイデアを地域に還元できるように、大切な故郷と一緒に盛り上げていきたい」と述べました。

このシンポジウムの様子は、自治体放送(11チャンネル)で放送を予定しています。楽しみにお待ちください。

紀 伊半島大水害前の河川に

奈良県に河川管理の要望行う

1月31日、十津川村長、十津川村議会議長、十津川村議会ダム対策特別委員会は、奈良県に対し、県が管理する村内一級河川の整備について要望を行いました。

村内を流れる河川では、平成23年の紀伊半島大水害による山の崩壊で大量の土砂が流入堆積したことから、県による堆積土砂撤去が行われました。しかし、山林からの土砂流出は未だ続いており、再び河床の上昇



▲奈良県へ要望書手交(奈良県庁)

や民地への侵食が発生していることから、洪水時の被害が心配されます。

今後も、村の河川が紀伊半島大水害前の姿に戻り安全安心に過ごせるよう、要望活動を続けていきます。

村職員の定数・給与・勤務条件等 人事行政運営等の状況を公表します

お問い合わせ 総務課 ☎0746-62-0001

「十津川村人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政運営等の状況について公表します。

職員の任免及び職員数に関する状況

十津川村定員適正化計画に基づき、社会経済情勢や住民ニーズの変化に対応した職員配置を行いつつ、事務事業の見直しなどを踏まえて適正化に努めています。

●級別職員数(一般行政職)

(令和4年4月1日)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主査 主事	係長 主査	課長補佐 係長等	課長 課長補佐等	
職員数	18人	13人	17人	16人	12人	76人
構成比	23.7%	17.1%	22.4%	21.0%	15.8%	100%
1年前の構成比 (参考)	25.0%	16.2%	22.5%	21.3%	15.0%	100%

●部門別職員数の状況と増減数 (単位：人)

(各年4月1日)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	増減理由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政職部門	議会	2	2	0	新規採用 3名 退職 ▲11名 増減 ▲8名
		総務	22	19	▲3	
		税務	3	3	0	
		民生	18	18	0	
		農水	13	9	▲4	
		衛生	11	12	1	
		土木	12	13	1	
		商工	4	4	0	
	小計	85	80	▲5		
	教育	16	14	▲2		
公営企業等	水道	3	3	0		
	その他	17	16	▲1		
	小計	20	19	▲1		
合計		121	113	▲8		

※臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。

●年齢別職員構成

(令和4年4月1日)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	11人	17人	14人	8人	17人	20人	11人	4人	8人	0人	113人

●職員定数及び職員数 (各年4月1日)

区分	令和2年度	令和3年度
職員定数	154人	154人
職員数	132人	121人

●全職員の平均年齢 (各年4月1日)

区分	令和2年度	令和3年度
平均年齢	39.8歳	39.2歳

●採用者

区分	令和2年度	令和3年度
採用者	4人	2人

●退職者

退職には以下の事由があります。
 【定年退職】定年(60歳)により退職する場合
 【定年前早期退職】人事管理上の目的から職員に定年前早期退職の勧奨を行い、これに応じて退職する場合
 【自己都合退職】本人の都合により退職する場合
 【その他】他団体からの派遣期間満了、死亡による退職等

●事由別退職者数 (令和3年度)

区分	定年	定年前 早期退職	自己都合 退職	その他
一般行政	5人	—	4人	2人
特別行政	—	—	—	—
公営企業	—	—	—	—

●再任用

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再任用する制度です。十津川村では令和3年4月1日現在、再任用は行っていません。

職員の給与の状況

村の財政状況を踏まえて国や地方公共団体に準じて対応しています。

●人件費の状況 (令和3年度普通会計決算)

人口	3,050人
歳出額(A)	6,127,607千円
実質収支	416,907千円
人件費(B)	963,818千円
人件費率 B/A	15.7%

※人件費には、特別職の給料、報酬等を含む。
(令和2年度の人件費率 15.8%)

●職員給与費の状況 (令和4年度普通会計予算)

職員数(A)	129人	
給与費	給料	405,014千円
	職員手当	87,742千円
	期末・勤勉手当	161,166千円
	計(B)	653,922千円
1人あたり給与 B/A	5,069千円	

※職員手当には、退職手当を含まない。
給与費は、当初予算に計上された額。

●特別職の報酬等 (令和4年4月1日)

区分	給料・報酬の月額	期末手当
村長	675,000円	6月期 1.625月分 12月期 1.675月分 計 3.3月分 加算措置 有
副村長	590,000円	
教育長	540,000円	
議長	280,000円	
副議長	235,000円	
議員	215,000円	

●期末・勤勉手当 (令和4年4月1日)

区分	十津川村		国
	期末手当	勤勉手当	期末・勤勉手当
6月期	1.20月分	0.95月分	十津川村と同じ
12月期	1.20月分	1.05月分	
計	2.40月分	2.00月分	

※職務上の段階、職の級等による加算措置有

●時間外勤務手当 (令和3年度普通会計決算)

区分	金額
支給総額	18,431千円
職員1人あたり支給年額	214千円

●特殊勤務手当 (令和3年度普通会計決算)

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	24.2%
手当の種類(手当数)	8
代表的な手当の名称	嘱託医手当 年末年始勤務手当

●初任給 (令和4年4月1日)

区分		一般行政職	
		大学卒	高校卒
村	初任給	171,700円	150,600円
	採用2年経過日給料月額	188,700円	160,100円
国	初任給	182,200円	150,600円
	採用2年経過日給料月額	195,500円	160,100円

※村は、十津川村を示す。

●平均給料・平均給与月額と平均年齢 (令和4年4月1日)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額 (平均給与月額)	平均年齢	平均給料月額 (平均給与月額)	平均年齢
村	279,100円 (344,192円)	38.8歳	251,600円 (276,024円)	44.3歳
国	323,711円 (405,049円)	42.7歳	286,570円 (328,416円)	51.1歳

※村は、十津川村を示す。

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (令和4年4月1日)

区分	一般行政職		技能職
	大学卒	高校卒	高校卒
10年以上 15年未満	241,420円	215,850円	209,300円
15年以上 20年未満	282,717円	266,520円	—円
20年以上 25年未満	330,950円	318,486円	230,200円
25年以上 30年未満	366,275円	337,140円	248,700円
30年以上 35年未満	385,500円	359,375円	303,200円
35年以上	—円	383,600円	—円

●扶養手当・住居手当・通勤手当 (令和4年度)

区分	内容 (月額)	
扶養手当	配偶者	6,500円
	扶養親族(子)	10,000円
	扶養親族(父母等)	6,500円
	特定期間の加算	5,000円
	住居手当	借家 (上限) 28,000円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額	55,000円
	交通用具(自動車等)利用する職員で2km以上、最初の2km 3,000円。1km増すごとに1,000円加算。	最高限度額 55,000円
	※国の支給額は、通勤手当の交通用具用の場合を除き十津川村と同じ	

●退職手当 (令和3年度)

区分	十津川村		国
	自己都合	勸奨・定年	自己都合、勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.5869月分	十津川村と同じ
勤続25年	28.0395月分	33.2708月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
1人あたり平均支給額	3,828千円	16,219千円	
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~45%)			

職員の福祉及び利益の保護の状況

※村の常勤職員は、奈良県市町村職員共済に加入し、当該組合の規定による短期給付（保険・休業・災害・付加）を受けることができます。長期給付（年金）は、平成27年10月より厚生年金に一元化されました。

※村の職員が公務による怪我、病気、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。

※職員の健康診断は、労働安全衛生法により、年1回実施しています。

職員の研修の状況

(令和3年度)

研修名	人数
新規採用職員研修	1人

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

●職員の勤務時間 (令和4年度)

職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分です。別に60分の休憩時間があります。

●年次有給休暇の概要と取得状況

職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。令和3年1月から12月までの平均取得日数は、10.8日です。

●病気休暇の概要と取得状況

職員が疾病または負傷のために勤務できない場合、医師の証明書などに基づき、療養のため必要最小限度の時間勤務することが免除されます。

令和3年1月から12月までの取得者は、20人です。

●特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が付与されます。

主要なものは、次のとおりです。

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日
結婚休暇	5日
妻の出産休暇	2日
夏季休暇	5日
子の看護休暇	5日

昇給期間短縮の状況

昇給期間の短縮には、昇任時特別昇給などがあります。

区分	令和2年度	令和3年度
職員数A	132人	121人
普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員B	—	—
比較 B/A	—	—

ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(各年4月1日)

区分	令和2年	令和3年
十津川村	92.0	91.2
全国町村平均	96.4	95.9
地方公共団体平均	99.1	98.9

職員の服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中においては全力で職務しなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は信用に傷をつけたり、全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
営利企業等の従事制限	営利企業に従事することは制限されており、従事する場合は許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員には争議行為が禁止されています。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、政党その他政治団体の結成などに関する政治的行為が禁止されています。

公平委員会の業務の状況

職員は、勤務条件やその意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に措置要求または不服の申し立てを行うことができます。

令和3年度は、措置要求・不服申し立てはありませんでした。



投票日

4月23日

十津川村議会議員選挙

4月9日

奈良県知事選挙 及び 奈良県議会議員選挙

期日前投票

奈良県知事選挙	3月24日～4月8日
奈良県議会議員選挙	4月1日～4月8日
十津川村議会議員選挙	4月19日～4月22日

所 役場第1会議室
時 午前8時30分～午後8時

職員の分限及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給与を減額されたりします。

「分限処分」とは、公務の能率維持のため行う処分です。

「懲戒処分」とは、公務員にふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

分限処分の状況（令和3年度）

（単位：人）

区分	処分の種類				合計
	降任	免職	休職	降級	
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障による場合	0	0	2	0	2
職に必要な適格性を欠く場合	1	0	0	0	1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員が生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合計	1	0	2	0	3

懲戒処分の状況（令和3年度）

（単位：人）

区分	処分の種類				合計
	戒告	減給	停職	免職	
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 （欠勤、勤務態度不良等）	0	0	1	0	1
一般非行関係（傷害、暴行等）	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	3	0	0	3
合計	0	3	1	0	4

職員の育児休業の状況

職員が育児をするための休業制度で、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

育児休業等の取得状況（令和3年度）

（単位：人）

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数
男性職員	0	0	0
	0	0	0
女性職員	3	1	0
	2	1	0
合計	3	1	0
	2	1	0

※「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には、令和3年度に新たに育児休業、部分休業、育児短時間勤務を取得した者、下段には育児休業、部分休業、育児短時間勤務の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続いている職員の数を掲載。

マイナポータルから オンラインで

転出届を 提出できます



令和5年2月6日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になりました。このサービスを利用する人は、**転出届の提出にあたり役場への来庁が原則不要**となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの人で、日本国内での引越しをする人がご利用いただけます。ご自身単身の引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の引越しでも利用可能です。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、**別途、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要**です。

住民課 ☎0746-62-0900

※転出に伴う他の各種手続きは、役場への来庁をお願いする場合もあります。あらかじめ関係する部署へご確認ください。

お知らせ

〔大淀養護学校 保護者説明会・体験学習〕

知的障害のある幼児の保護者や児童と保護者などに対して、養護学校の教育の理解と認識を深められるように説明会などを行います。

【小学部】
○就学説明会

【対象】令和6年4月に小学生となる

知的障害のある幼児の保護者

時 5月12日(金)と16日(火)

午前10時～11時30分

○就学相談(個別体験学習)

時 5月29日(月)～12月中旬

午前10時～11時30分

【中学部】
○第1回体験学習

【対象】知的障害のある小学6年生と

その保護者、小学校の教員ほか

時 6月12日(月)～7月6日(木)

午前10時30分～正午

○教育相談

お子さんの日常生活・教科指導など特別支援教育についてもご相談などがありましたら、ご利用ください。事前に申込みが必要です。

【申・所・問】

奈良県立大淀養護学校

吉野郡大淀町下洲414-1

☎0747-52-7655

✉oyodoyougo@nps.ed.jp

【遺言の日】記念無料法律相談

無料法律相談を行います。

【相談内容】

相続遺言に関することに限ります。

【申要予約】左記問合せ先に申込み。

【予約受付期間】

4月3日(月)～12日(水)

(平日午前9時30分～午後5時)

時 4月14日(金)

午前10時～12時・午後1時～3時

(相談時間1人30分間)

【定員】16人(先着順)

【所】奈良弁護士会(奈良市)

【問】奈良弁護士会

☎0742-22-2035

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況などにより、中止または変更する可能性があります。



隔月第3水曜日開催!

五條市の北本弁護士による

無料法律相談

日時 偶数月(4・6・8・10・12・2月)の第3水曜日 14時～17時
場所 役場第1会議室(場所は変更される場合があります)
※毎月3人まで相談可(電話予約が必要です)
申・問 五條本町法律事務所 北本弁護士まで ☎0747-22-8005

衛生センター	63-0391	し尿処理場	63-0291	観光協会	63-0200	森林館(古ル野)	62-0567	道の駅十津川郷	63-0003
小原診療所	63-0040	上野地診療所	68-0207	泉湯	62-0090	滝の湯	62-0400	庵の湯	64-1100
歴史民俗資料館	62-0137	体育文化センター	63-0067	温泉プール	64-0762	高森の郷	64-1800	社会福祉協議会	64-0666
				北部保健センター	68-0017	森林組合	64-0301	商工会	62-0132
				十津川警察庁舎	63-0110	五條消防十津川分署	64-1190	五條消防大塔分署	0747-36-0317

十津川村奨学金制度の申し込み

経済的に修学が困難な学生の修学を支援するため、無利子の奨学金制度があります。

令和5年度分の申し込み締切は、令和5年5月15日(月)です。

●貸与条件(次の①～③をすべて満たす人)

- ①学業優秀であること。
- ②経済的理由で修学が困難な人。
- ③奨学金を受けようとする人またはその人を扶養する親族の住所が村内にあり、引き続き居住する見込みがある人であること。

●貸与期間

正規の修学期間

●貸与内容

- (1)学校教育法による大学及びこれに準ずる学校
……貸与月額3万円以内
- (2)学校教育法による全日制高等学校
……貸与月額2万円以内

※すべての申請者に貸与できるとは限りません。貸与にあたっては、資格審査があります。

申請 教育委員会事務局 ☎0746-62-0003

お知らせ

【憲法週間】記念無料法律相談

憲法週間記念行事として、無料法律相談を行います。

時 5月10日(水)

午前9時30分～12時・

午後1時～3時30分

(相談時間1人30分間)

※うち3分間を換気の時間とする場合があります。

【要予約】

下記問合せ先に申込み。

【予約受付期間】

4月3日(月)～28日(金)

(平日午前9時30分～午後5時)

問 奈良弁護士会

☎0742-22-2035

所 ①奈良弁護士会(奈良市)

【定員】 20人(先着順)

②経済会館(大和高田市)

【定員】 10人(先着順)

募集

【警察官採用試験(第1回)】

申(郵送(簡易書留)・持参)

3月3日(金)～4月14日(金)

インターネット申込)

3月3日(金)～4月10日(月)

【受験資格】

平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人または令和6年3月末日までに卒業見込みの人

【時】第1次試験日

【教養試験・論文試験】

5月14日(日)

【体力試験・口述試験】

5月27日(土)、28日(日)のうち

指定する1日

問 奈良県警察本部警務課採用係

〒630-8578

奈良市登大路町80番地

☎0120-351-204

↑ <https://www.police.pref.nara.jp/category/5-0-0-0.html>

html



衛生センターからのお知らせ

ごみ焼却施設では、「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定により、毎年1回以上排出ガス中のダイオキシン類による汚染の状況(ダイオキシン類濃度)についての測定が義務付けられており、同法による排出基準値(5ng-TEQ/m³N)以下に抑える必要があります。

十津川村衛生センターの令和4年度の測定結果は次のとおりです。

0.18ng-TEQ/m³N

(令和4年8月18日測定)

※1ng(ナノグラム)=10億分の1g

問 衛生センター ☎0746-63-0391



村内で引っ越したい人や

十津川村への移住希望者さんからの

お問い合わせが増えていますが

ご紹介できる物件が不足しています

使っていない空き家・空き地

地域のために、活かしてみませんか？

空き家探しています

空き家・空き地バンクへの登録と利用の流れ

空き家・空き地所有者

物件の登録申込
所定の書類を提出します。

物件確認
職員が物件の確認を行います。

物件登録
「空き家・空き地バンク」に掲載されます。

※登録できる「空き地」は、登記簿上の地目が宅地であることが条件です。

- ・管理が大変
- ・固定資産税が負担

- ・移住したい
- ・田舎に暮らしたい

物件登録
利用登録

空き家・空き地バンク
(十津川村役場)

情報提供

マッチング

交渉・契約

活用したい人
(移住者など)

物件情報の閲覧
「空き家・空き地バンク」のホームページで物件を見ることができます。

利用登録・申込
買いたい・借りたい物件があれば、利用登録のうえ、物件交渉に入ります。

空き家・空き地バンク

空き家・空き地の市場流通や活性促進を図ることで、地域の活性化につなげます。登録手数料などの費用は掛かりません。

貸したい！売りたい！探したい！



▲十津川村ホームページ
「空き家・空き地バンク」
<https://www.vill.totsukawa.lg.jp/akiyabank/index.php>

空き家・空き地所有者と利用希望者の引き合わせとなります。

※村では、物件の情報提供や連絡調整を行いますが、「あっせん」「契約」などは行いません。

お問い合わせ 総務課 企画グループ ☎0746-62-0910

地震による 電気火災対策を!



感震ブレーカーが効果的です!

感震ブレーカーとは

大地震発生時に設定値以上の揺れを感知すると、自動的にブレーカーを遮断し、破損や転倒した電気器具の火災を防ぐものです。

震災による火災の 過半数は電気が原因です

暖房器具などの電化製品を使用しているときに地震が発生すれば、ブレーカーの遮断やコンセントを抜く余裕などないと思います。その後、避難して無人となった住宅で、電源が入ったままの暖房器具が紙や服などの可燃物に接している状態で電気が復旧すれば、火災になってしまいます。しかし、感震ブレーカーを設置することで、このような火災を防ぐことができます。

感震ブレーカーには どのようなものがある?

感震ブレーカーには、電気工事が必要なものや、電気工事が不要で安価に設置できる簡易的なものが販売されています。

【感震ブレーカーの種類】

(注) 住宅分電盤の種類に適した製品をお選びください。

分電盤タイプ (内蔵型)	分電盤タイプ (後付型)	コンセントタイプ	簡易タイプ
			
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5~8万円 (標準的なもの)	約2万円	約5,000円~2万円	3,000円~4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

推奨マークについて



推奨マークとは、消防防災製品で、消防防災分野において有効に活用できることが見込まれるもの、新たに考案され、もしくは改良開発されたもので、当該分野においての利便性、効率性または安全性の向上に寄与するものであることなど、一定の要件を満たしている製品に付されるマークです。コンセントタイプや簡易タイプの感震ブレーカーには、この推奨マークが本体または箱に貼り付けられていますので、商品の購入を決定される際にご確認ください。

感震ブレーカーを設置して 電気火災からわが家と地域を守りましょう!

お問い合わせ 奈良県広域消防組合 五條消防署十津川分署 ☎0746-64-1190

【お問い合わせ】
村教育委員会事務局
☎0746-62-0003

新十津川町の青年が道外研修に訪れました!

二泊三日の行程で村内施設を見学・十津川村の青年と交流



2月23日から25日にかけて、男性2人、女性3人、引率1人の新十津川町青年道外研修団が、十津川村を訪れました。初日は関西国際空港から十津川村に入り、谷瀬の吊り橋を渡りました。2日目は歴史民俗資料館や果無の熊野古道小辺路、玉置神社を見学した後、21世紀の森森林植物公園の水害慰霊碑を訪れました。また、特別に開園前の「空中の村」にも入らせていただき、施設の見学を行いました。最終日には関西国際空港に戻り、無事に新十津川町まで帰りました。行程には十津川村青年団が同行し、短い間ではありましたが、交流を通して互いに絆を深めました。



桜の木が植樹されました!

J-POWERから十津川第二小学校へ



2月27日、十津川第二小学校で、桜の苗木の植樹が行われました。この苗木は電源開発株式会社より提供いただいたもので、中庭などに合計5本のソメイヨシノの苗木が植樹されました。植樹にあたっては、第二小学校の全校児童が、苗木の根元に少しずつ土を入れました。まだ大人の背丈ほどの苗木ですが、つぼみも見え、今年の春から開花する見込みです。これから子ども達の成長と共に、すくすくと育っていくことを願っています。

村内の色々な施設を見学しました!

十津川第一小学校・第二小学校村内めぐり

2月20日、十津川第一小学校と十津川第二小学校の3年生が、村内めぐりを行いました。児童は、まず午前中に谷瀬の吊り橋を訪れ、その後林の木材加工流通センターを見学しました。木材加工流通センターでは、職員に仕事や施設について教わった後、実際に丸太を製材する様子などを見学させていただきました。お昼からは、十津川村役場を見学した後、歴史民俗資料館と、十津川郷の山村生産用具収蔵庫を見学しました。児童からは「吊り橋を渡るのが楽しかった」と「機械で木が簡単に切れてびっくりした」といった感想が聞かれ、楽しく十津川村について学ぶことができたようでした。



一般
『ぼくらに嘘がひとつだけ』
綾崎 隼／著

エリート棋士の父を持つ京介と、落ちこぼれ女流棋士の息子・千明。プロ棋士を目指す二人の天才少年に、出生時の取り違い疑惑が浮上し…。運命と闘う勝負師達の物語。『別冊文藝春秋』連載を書籍化。



児童
『むしのもり』
タダサトシ／著

さっちゃん、むしのもりに棲んでいるオオクワガタのオオクワくんと友だちです。ある日、オオクワくんから、すもうたいかいの招待状が届きました。「すもうたいかい」「おまつり」「はる」を収録。



◆新着おすすめ図書◆
のら文庫
役場玄関入ってすぐの文庫です。図書の出しや資料の閲覧を行っています。
開館／平日 8:30～17:15
休館／役場の閉庁日
◆貸出上限 ひとり5冊
◆貸出期間 3週間まで



高校だより



学校行事

社会人講座

1月23日、山一建設株式会社の方々を講師にお招きして1、2年生対象の社会人講座を開講しました。

会社概要説明や現在十津川村内で行っている工事について、またドローンを用いた最新の測量技術などを学びました。就労の意義をさまざまな角度から丁寧に教えていただき、生徒たちにとって自身の進路について深く考える、とても良い機会となりました。



寮生を送る会

1月31日、本校体育館で寮生を送る会を行いました。学校長及び舎監長よりあいさつがあり、舎監長より3年生自治会へ2年間の頑張りを労い、記念品が贈られました。その後、新寮長が3年生へ感謝の言葉を伝え、1、2年生より3年生へ寄せ書きが手渡されました。最後に3年生全員から1、2年生へ向け、感謝と激励の言葉が贈られました。3年生がいなくなりさみしくなりますが、1、2年生には3年生から受け継いできたことを実践し、よりよい寮にしていってほしいです。



校内マラソン大会

1月31日に校内マラソン大会を行いました。男子は約6.5km、女子は約3.5kmの学校周辺のコースを走りました。坂道もありしんどい道のりでしたが、最後まで精一杯走りきりました。



3年生を送る会

1月31日、本校体育館にて3年生を送る会を行いました。1、2年生によるダンスやクイズ、動画上映、教員による漫才大会など楽しい出しものが披露され、たくさんの笑いに包まれました。最後は異動された先生方によるメッセージ動画を視聴しました。3年生にとって思い出に残るひとときとなりました。



児童扶養手当などの額が変わります！

令和4年の全国消費者物価指数が公表され、物価変動率が前年比で2.5%上がりました。これにより、児童扶養手当や特別障害者手当などの月額が、令和5年4月から2.5%引き上げられることとなりました。

額改定となる手当の一覧表

		令和5年3月まで	令和5年4月から
児童扶養手当 (全部支給)	第1子	43,070円	44,140円
	第2子	10,170円	10,420円
	第3子以降	6,100円	6,250円
児童扶養手当 (一部支給)	第1子	10,160円～43,060円	10,410円～44,130円
	第2子	5,090円～10,160円	5,210円～10,410円
	第3子以降	3,050円～6,090円	3,130円～6,240円
特別児童 扶養手当	1級	52,400円	53,700円
	2級	34,900円	35,760円
特別障害者手当		27,300円	27,980円
障害児福祉手当		14,850円	15,220円

手当を受給されている皆さまは、ご理解とご了承をお願いします。

自立支援医療(精神通院・更生医療)を受けている人へ

精神疾患があり、自立支援医療を利用して定期的に通院している人、人工透析のために村外へ通院している人は、**令和5年4月末まで**に、令和4年度受診分の医療費や交通費の助成金申請をお願いします。

村から転出される場合 福祉医療費助成制度

医療費の助成(福祉医療費の給付)については、市町村によって制度の内容が異なります。転出先の市町村で医療費助成の対象になるか、申請手続きに必要なもの(課税証明など)をあらかじめ確認されると手続きがスムーズです。

また、転出予定日以降は村が発行した受給者証は、使用できませんのでご注意ください。

お問い合わせ 福祉事務所 ☎0746-62-0902

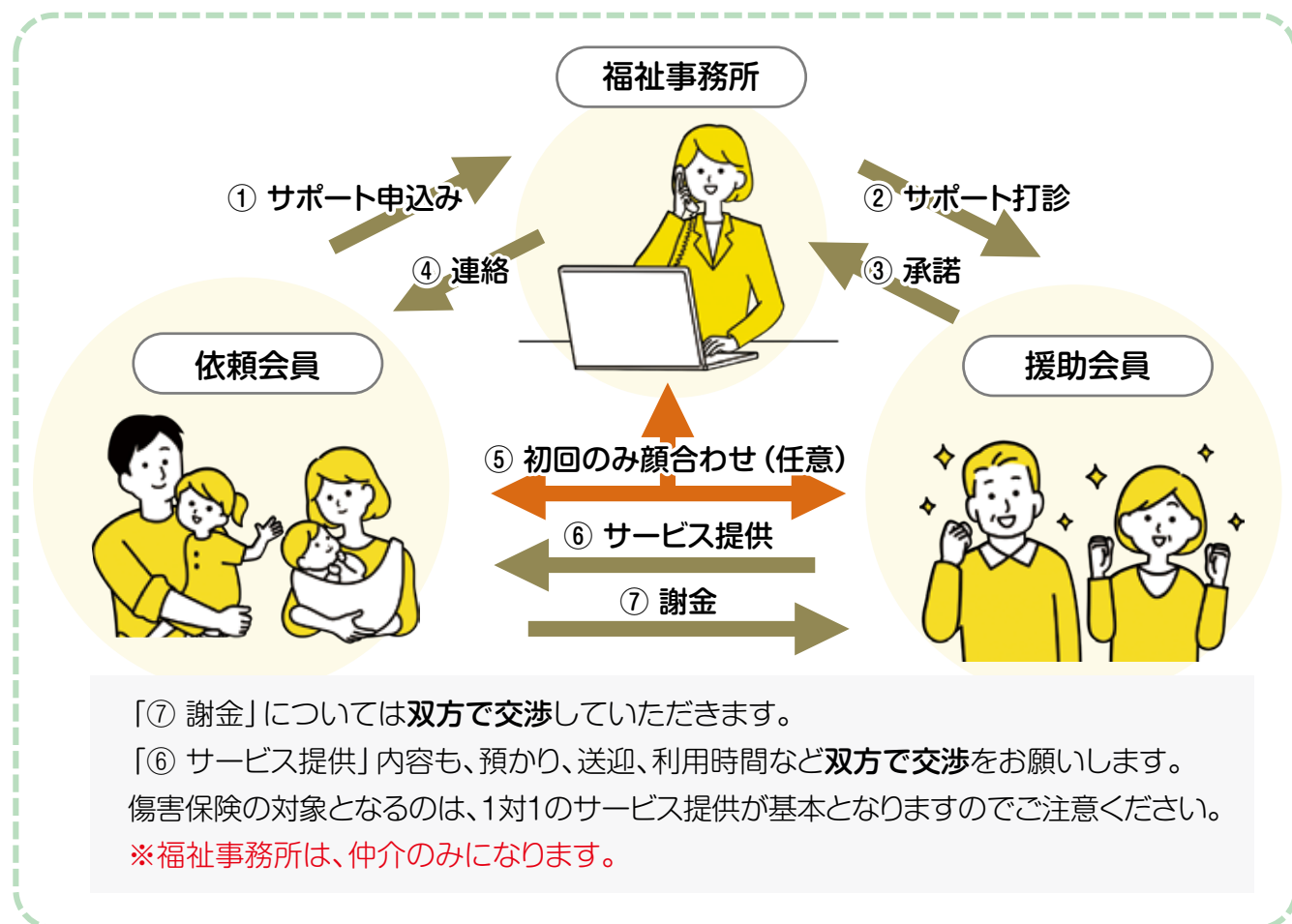
子育て支援サポート事業について

村では、子育て支援事業として「子育て支援サポート事業」を実施しています。
その仕組みと利用方法についてお知らせします。
また、**依頼会員***1と**援助会員***2の募集も実施しております。

“子育て支援サポート事業”ってなに？

子育て中の保護者へのサポートと理解していただければと思います。
一般的に「一時預かり」という事業です。

村では、育児の援助を受けたい人（依頼会員）及び育児の援助を行いたい人（援助会員）を会員とする組織を構成しています。



※1 依頼会員とは…村内に居住し、子育てのお手伝いが必要な人

(対象となるお子さんの年齢:満1歳から小学校6年生まで)

※2 援助会員とは…村内に居住し、子育て支援ができる20歳以上の人

(依頼・援助会員には定員がありますので、定員に達した場合はご了承ください。)

申込み・お問い合わせ 福祉事務所 ☎0746-62-0902



運動はお薬です

～ Exercise is Medicine ～

●アメリカスポーツ医学会が2007年にEIM(Exercise is Medicine; 運動はお薬です)を提唱しました。

約80%が運動不足を感じている!?

スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」によると、運動不足を感じる人の割合は「大いに感じる」「ある程度感じる」を合わせると、約8割となっています。

Q13. 運動不足を感じますか。		(%)					
n=20,000	大いに感じる ①	ある程度感じる②	感じる ①+②	あまり感じない ③	ほとんど(全く)感じない④	感じない ③+④	わからない
全体	34.8	43.1	77.9	15.2	5.1	20.3	1.8
性別							
男性	29.4	44.7	74.1	17.4	6.4	23.8	2.1
女性	40.1	41.5	81.6	13.1	3.8	16.9	1.6

令和3年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査より抜粋

運動不足がもたらす影響

運動不足は、特に心筋梗塞や狭心症に代表される虚血性心疾患や脳梗塞など、動脈硬化がもともとなる病気と強い関連があります。これは、動脈硬化の原因となる脂質異常症・高血圧・糖尿病などが運動不足と深いかわりがあるからです。

大阪がん循環器病予防センター「運動と健康のかかわりは？」より一部抜粋



運動によるさまざまな効果

運動をしている人は、総死亡、虚血性心疾患、高血圧、糖尿病、肥満、骨粗鬆症、結腸がんなどの罹患率や死亡率が低いことや、メンタルヘルスや生活の質の改善に効果をもたらすことが認められています。

また、適度な運動をしている人は、代謝が良く免疫力が高いことから感染のリスクが低いといえます。

運動の効果

- 自己啓発力の向上 感染に対する抵抗力
- ストレス解消 メンタルヘルスの改善
- 体重コントロール 生活習慣病の予防・改善
- 体力の維持・向上 筋力の維持・向上
- 血流の促進 腰痛・肩こりの改善
冷え性・便秘の解消
良好な睡眠

スポーツ庁「スポーツを通じた健康増進について」より一部抜粋

効果的な運動習慣をつけるために、毎日の生活の中で意識することが重要です!

適度な運動の目安は「1日8,000歩・速歩き20分!」(中之条研究より)

お問い合わせ 住民課 保健衛生係 ☎0746-62-0911

保険証の一齐更新のお知らせ

今月下旬に保険証の一齐更新を行います。

新しい保険証は、「**特定記録郵便**」で世帯主宛てに送ります。届きましたら、保険証の記載内容を確認していただき、間違いがあれば届け出をお願いします。

加入は世帯単位ですが、**一人ひとりに保険証を発行**します。

次の人の保険証は窓口交付となります

修学のため村外に住所をおいている学生の人

住民課へ届け出てください。

(必要なもの) **在学証明書又は学生証の写し、はんこ**

※4月から新たに修学のため村外に住所を移される人は、
在学証明書の代わりに合格通知書などでもかまいません。

国保税を滞納している人

納税相談(別途通知)を行いますので、**はんこ**をお持ちのうえ、
財政課までお越しください。

以下の証は記載された有効期限まで引き続きお使いください。

- **高齢受給者証**(70~74歳)
- 後期高齢者医療の保険証(75歳~)
- 限度額適用(標準負担額減額)認定証
- 乳幼児医療・子ども医療・心身障害者医療・ひとり親家庭等医療・
精神障害者医療の受給資格証

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています

保険証裏面に「臓器提供意思表示欄」が設けられています。

臓器提供の可否について、意思表示をする場合にご利用ください。

ジェネリック医薬品希望シールを同封します

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を希望される人は、このシールを保険証などに貼ってご利用ください。

有効期限が切れた保険証について

各自の責任において処分していただくか、役場住民課へご返却ください。

今月は、国保税第**10**期の納期です。
納期限は**3月31日**ですので、納期内に忘れず納めましょう!

— お問い合わせ —

- ▶ 国保税に関することは・・・**財政課** ☎0746-62-0903
- ▶ 保険証や医療に関することは・・・**住民課** ☎0746-62-0900

国民年金保険料 学生納付特例の申請

(学生でない期間は、免除・納付猶予制度をご利用ください)

学生納付特例制度は、学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。
この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

- ※ この制度を利用すると、付加年金および国民年金基金はご利用できませんのでご注意ください。
また、付加年金および国民年金基金は、過去にさかのぼって加入ができません。

●対象となる人

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(※)に在学する学生などで、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の人または失業などの理由がある人です。

- ※ 各種学校 → 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程
(なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。)

●所得の目安 …… 128万円 +{(扶養親族の数)×38万円}で計算した額以下である場合

申請時の注意点

●申請できる期間

・過去期間は申請書が受理された月から2年1か月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで、将来期間は年度末まで申請できます。

・ただし、1枚の申請書で申請できるのは、4月から次の年の3月までの12か月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。(1年度=4月~翌年3月)

例:令和5年5月に、令和3年4月から令和6年3月までの期間を申請する場合、

- ① 令和3年度分(令和3年4月~令和4年3月)
- ② 令和4年度分(令和4年4月~令和5年3月)
- ③ 令和5年度分(令和5年4月~令和6年3月)の3枚の申請書が必要となります。

なお、この例の場合は、令和3年3月以前は時効により申請できません。

- ※ 過去期間は2年1か月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金を受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請をしてください。

●添付書類

・在学期間がわかる学生証のコピー(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む)または在学証明書(原本)

・失業などの理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類

・マイナンバー(個人番号)により申請を行う際は、添付書類が必要になります。

- ① マイナンバーを確認できる書類(マイナンバー入り住民票などのコピー)
- ② 免許証・学生証などのコピー

申請書の提出先

- この申請書の提出先は、住民課(国民年金窓口)または年金事務所(郵送による提出も可能)です。
- 学生納付特例事務法人(在学している教育施設に設置されている場合)へ申請を委託することもできます。

お問い合わせ 大和高田年金事務所 ☎0745-22-3531
住民課(国民年金窓口) ☎0746-62-0900

人のうごき

(敬称略)

おくやみ

山本 乙代 97歳 1月26日(小原)
 中 澄子 94歳 1月31日(折立)
 植田 武弘 83歳 2月18日(三浦)

●十津川村の住民基本台帳人口●

(令和5年3月1日現在)

○世帯数・・・1,677世帯(-8世帯)
 ○人口・・・2,942人(-10人)
 男・・・1,493人(-5人)
 女・・・1,499人(-5人)

()は前月比

てんいち先生



おたんじょうび おめでとう



あきと
 弓場 旭隼 ちゃん(上野地)
 2月21日生まれ(満2歳)
 春から保育所頑張つて!
 お姉ちゃん大好きあつくん☆
 父…俊武 母…萌弥

お誕生日のお子さん募集中!

3歳まで

掲載を希望される人は、お子さんの写真と次の項目をご準備のうえ、総務課企画グループへ郵送またはメールでお申し込みください(掲載月の前月20日までにお送りください)。

【必要項目】

①お子さんの氏名(ふりがな) ②お住まいの大字 ③生年月日
 ④お子さんにひとこと(文字数が多い場合は修正します)
 <申込先>総務課企画グループ(十津川村大字小原225-1)

✉tiikisosei@vill.totsukawa.lg.jp

十津川村の求人情報(十津川村公式HP)

「十津川村お仕事ナビ」

十津川村周辺で 仕事を探すなら こちらをチェック!▶



掲載無料

求人情報の掲載 募集中!

※掲載期間は1年間。掲載延長は再度申請ください。

問 総務課 企画グループ
 ☎0746-62-0910

今月の「とつかわテレビ」

自治体放送(11チャンネル)で放送中!
 (第1ch)9:00~、17:00~

●防災訓練



●消防出初式



今月の「ぐっと!奥大和」

自治体放送(11チャンネル)で放送中!
 (第1ch)13:00~、20:05~

こんにちは。十津川村地域おこし協力隊の角田華子です。

今月号の「ぐっと!奥大和」は、「奥大和の春の訪れ」。

花が咲き始めた、十津川村。可愛いバイカオウレンの紹介と過去に撮影したお花の様子や十津川村の花の情報をお届けです!



あとがき

▶先日、小学生が村内めぐりで役場を見学に来たとき、村報の表紙写真が決まっていなかったため、子どもたちに「何が良いと思う?」とアイデアを求めてみました。

「3月だから雛祭り!」上巳といえは桃。

「桜!」そろそろ熊野桜が咲く頃だな。

「川!」桃花水かな。アマゴ漁も解禁だわ。

「ウグイス!」梅に鶯は絵になるな~。

村の子どもはよく自然を見て育っているなど思いました。都市部では核家族化で昔ながらの年中行事が希薄になり、季節や旬を問わず野菜や果物が手に入るなど、季節を感じづらくなったと言われますが、豊かな自然に囲まれた十津川は、情操教育に恵まれた環境だと改めて実感します。鳥の声が多くなりました。春を感じますね。(弓場)

●今月の表紙 春の枝に山雀(撮影場所:大字出谷)

集落の絶景

梅花黄蓮(大字玉垣内)

撮影:青木康弘さん(大字滝川)



くらしのカレンダー

●..診療情報 ▲..イベント情報

※行事は変更になる場合があります。ご了承ください。

日	月	火	水	木	金	土
3/5	3/6	3/7	3/8	3/9 ●消内【小原】	3/10 ●休診【小原・上野地】	3/11 ●土曜【小原】
3/12	3/13	3/14	3/15	3/16 ●整形【小原】	3/17 ●休診【上野地】	3/18
3/19	3/20	3/21 春分の日	3/22	3/23 ●消内【小原】	3/24	3/25 ●土曜【小原】
3/26	3/27	3/28	3/29	3/30 ●消内【小原】	3/31 ●休診【上野地】	4/1
4/2	4/3 ●休診【上野地】	4/4	4/5	4/6 ●整形【小原・上野地】	4/7	4/8 ●土曜【小原】
4/9 ▲県知事・県議 会議員選投票日	4/10	4/11	4/12	4/13 ●消内【小原】	4/14	4/15

文字表記

土曜..土曜診療日

整形..整形外科診療日

消内..消化器内科診療日

休診..休診日

上野地..上野地診療所

小原..小原診療所

受付時間

土曜診療日

小原 8:30~11:00

整形外科診療日

小原 8:30~11:00

上野地 14:00~15:00

予約制で診察を行っています。
事前に予約をしてからご来院ください。

お問い合わせ

小原診療所

☎0746-63-0040

上野地診療所

☎0746-68-0207

奈良交通(株)十津川営業所

バス運転者 募集中!!

- ◆正社員募集
- ◆未経験者大歓迎
- ◆大型二種免許取得支援制度あり

問合せ 総務人事部
奈良交通 TEL: **0742-20-3119**

【有料広告】

セールスドライバー募集 正社員

月給/25万円~
年収/350万円~
(年2回昇給制度あり)

賞与/年2回
資格/普通免許以上

同合せ ヤマト運輸株式会社
十津川営業所
☎080-6699-1768

【有料広告】